

==== 公布された規則のあらまし ====

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正され、常勤の職員の福祉に関する事業の一部が廃止されたことにかんがみ、非常勤職員の福祉に関する事業について同様の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の責めを負う実施機関が行うよう努めなければならないとされる福祉事業のうち、休養に関する事業を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。
- (4) 所要の経過措置を講ずる。